



川へ行こう！ 川を楽しもう！

かわたび
ほっかいどう令和 8 年 9 月 2 4 日
留 萌 開 発 建 設 部

「幌延町かわまちづくり計画」の登録証伝達式を行います。

～かわとまちが一体となった賑わいの創出による地域活性化を目指します～

幌延町かわまちづくり検討会（令和 6 年 1 2 月発足）では、天塩川旧川（幌延旧川）の親水広場を利活用拠点と位置づけ、旧川周辺の水辺空間を整備し、カヌー等の様々なアクティビティや、幌延市街地や周辺の観光施設の周遊性や利便性を高めるための対策を行い、かわとまちが一体となった賑わいの創出による地域活性化を目指す「かわまちづくり計画」の検討を進めてきました。

今回、幌延町で策定した「かわまちづくり計画」が 8 月 7 日に国土交通省かわまちづくり支援制度に登録されました。つきましては、登録証伝達式を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

「かわまちづくり」とは、地域が持つ「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、地域活性化や観光振興などを目的に、市町村や民間事業者、地域住民等と河川管理者が各々の取組を連携することにより、「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し、河川空間を活かして地域の賑わい創出を目指す取組です。

記

○登録証伝達式

日 時：令和 8 年 9 月 3 0 日（水） 1 3 : 3 0 ～ 1 4 : 3 0

場 所：幌延町役場 2 階会議室（天塩郡幌延町宮園町1番地1）

出 席 者：幌延町副町長、留萌開発建設部長 ほか

[参考]かわまちづくり支援制度 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kou/ud49g7000000ahtj.html

[参考]かわたびほっかいどう <https://kawatabi-hokkaido.com/2025/12/02/36891>

本伝達式は終了まで会場での取材が可能です。希望される方は、9 月 2 8 日（月）までに、別紙 2 に必要事項を記載のうえお申し込みをお願いいたします。当日は、開催時刻 1 0 分前までにお越し願います。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部

治水課 課長 川崎 信彦 電話：0164-43-5515（内線 291）

流域治水対策専門官 今村 仁紀 電話：0164-43-5515（内線 309）

申込先：hkd-rm-horonobekawamachi@gxb.mlit.go.jp

（メール送信時には、「[at]」を半角の「@」に変更してください。）

留萌開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/rm/>



「幌延町かわまちづくり」(北海道幌延町)

【別紙1】

対象河川：一級河川 天塩川水系天塩川 【国管理河川】

市町村名：北海道天塩郡幌延町

推進主体：幌延町

1. 概要

幌延町では、令和3年3月に『第6次幌延町総合計画』を策定し、「自然を活用したアウトドアスポーツや北国の冬に楽しめるスポーツ活動の機会の充実と普及」や「関係機関と連携して親水空間の維持管理」を推進しています。

この取組を充実させるため、本計画では、幌延旧川の親水広場を利活用拠点と位置づけ、旧川周辺の水辺空間を整備し、カヌー等の様々なアクティビティや、幌延市街地や周辺の観光施設の周遊性や利便性を高めるためのソフト対策(案内看板やマップ整備、新たなアクティビティの立案)を行い、かわとまちが一体となった賑わいの創出による地域活性化を目指します。

河川管理者(北海道開発局)は、本計画の推進に当たり、必要となる河川管理施設を整備するほか、河川敷地占用許可準則第22に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省：河川管理用通路、高水敷整正 等

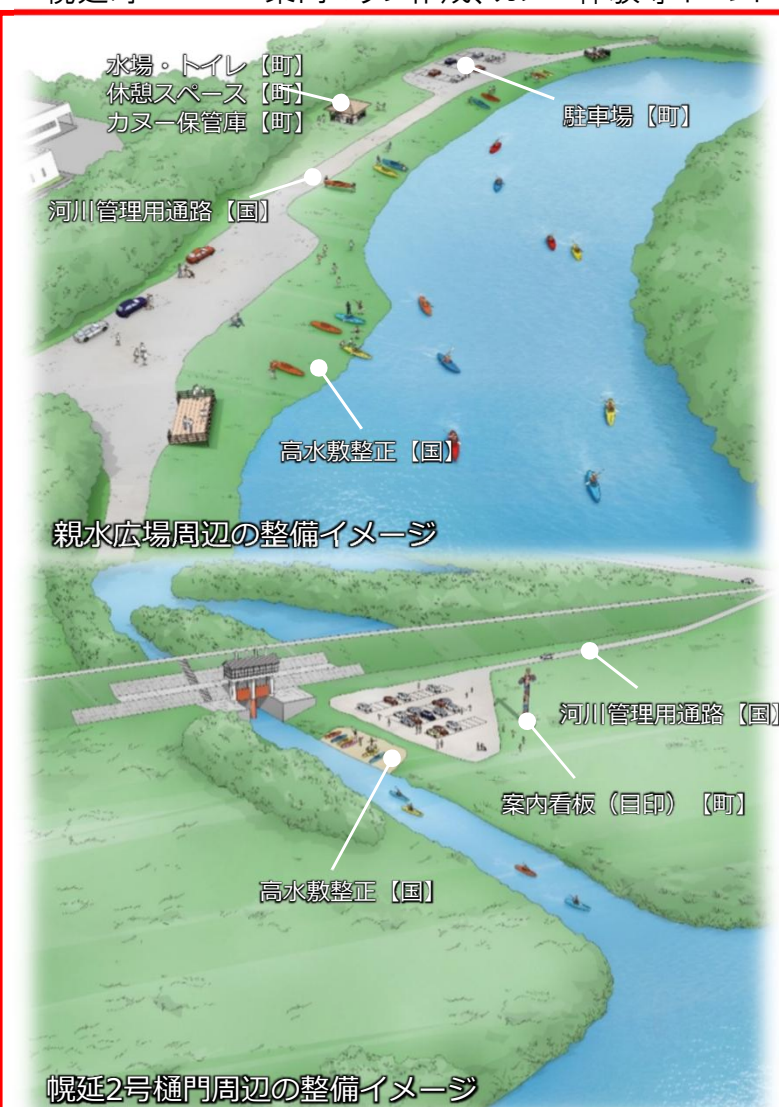
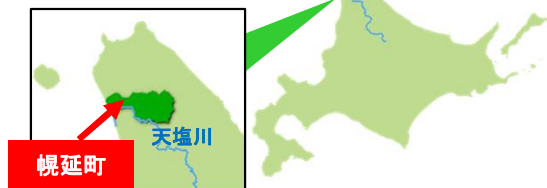
幌延町：案内看板、駐車場、休憩スペース 等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

幌延町：案内マップ作成、カヌー体験等イベント 等

位置図



※今後、工事実施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

取材申込票

（「幌延町かわまちづくり計画」登録証 伝達式）

送付メールアドレス：hkd-rm-horonobekawamachi@gxb.mlit.go.jp

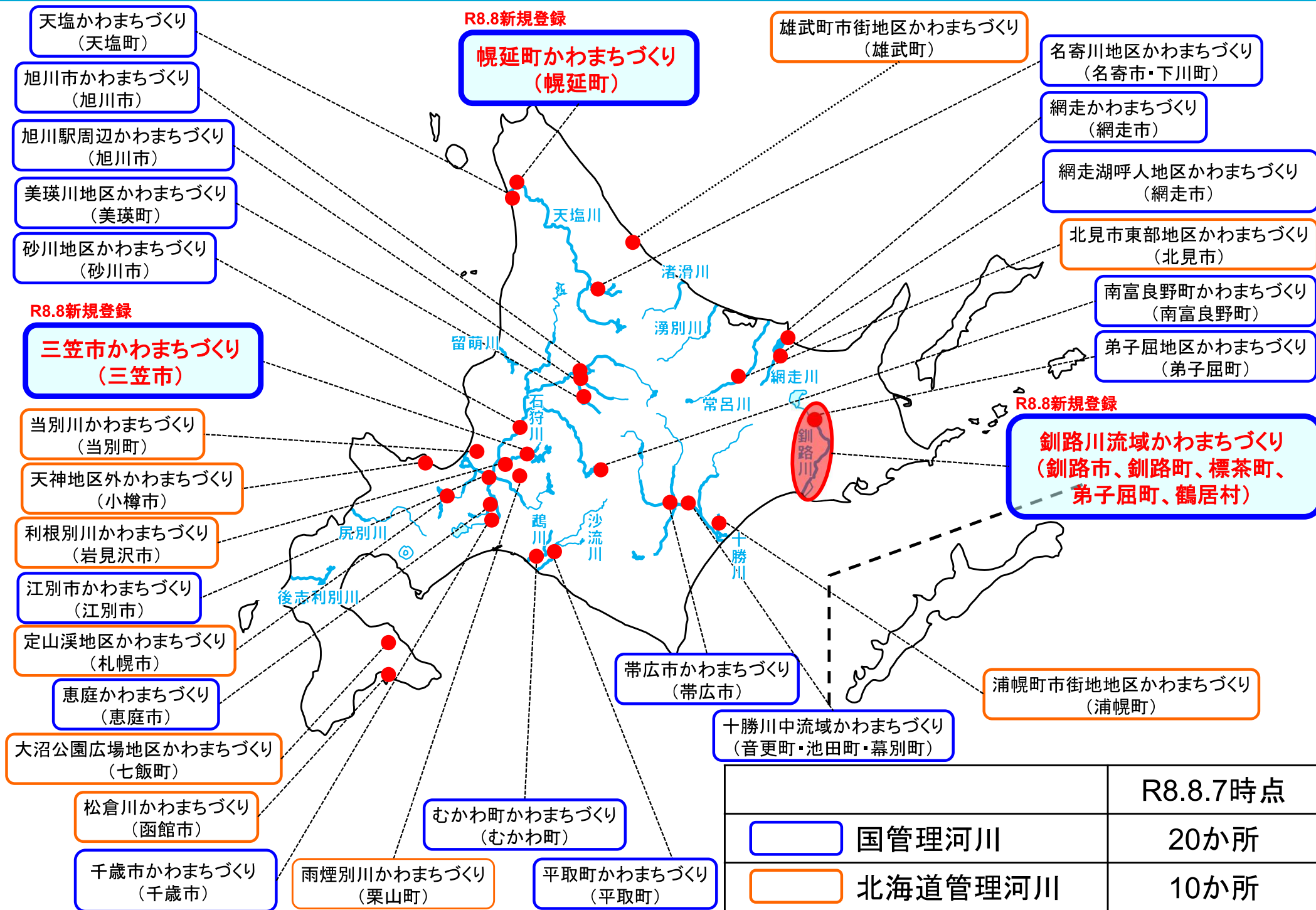
留萌開発建設部 問合せ担当者 宛

報道機関名	
参加者氏名	
問合せ電話番号	
連絡事項	

- 連絡事項欄には伝達事項等ありましたら、ご記載ください。
- ご提供いただいた個人情報は当日の参加確認に使用させていただき、他の目的には使用いたしません。

北海道における「かわまちづくり計画」の登録箇所

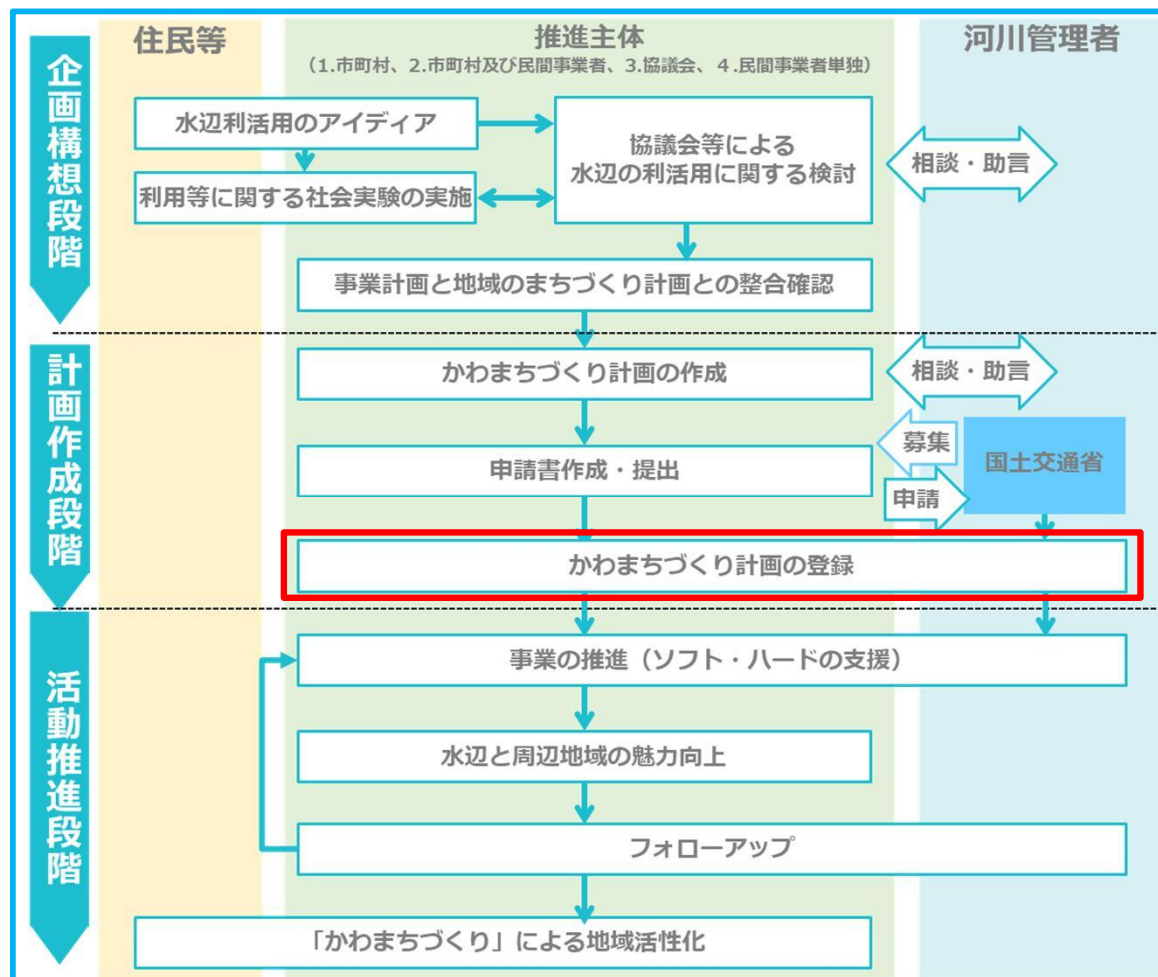
【参考資料1】



かわまちづくり支援制度の概要

- ・地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度
- ・推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策、ハード施策の支援を実施する（令和8年8月時点登録数：314か所）

かわまちづくり実施フロー



ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定（河川空間のオープン化）等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援



遊歩道の民間活用
（道頓堀川／大阪市）



賑わい拠点の整備
（木曽川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用
（最上川／長井市）



親水護岸の利用
（新町川／徳島市）